公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１６２７号
札幌市中央区南16条西17丁目１番８―304号
債務者　水谷　美樹
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４７号
北海道恵庭市緑町２丁目５番４―406号
債務者　村田　千秋
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７１号
北海道千歳市北栄１丁目８番１―401号
債務者　秋浜　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７２号
北海道千歳市北栄１丁目８番１―401号
債務者　秋浜　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２２号
札幌市清田区平岡公園東10丁目17番１号
債務者　荒木　貴子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２７号
北海道恵庭市白樺町３丁目15番17号
債務者　大坂　貴志
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０２８号
北海道恵庭市白樺町３丁目15番17号
債務者　大坂　由紀（旧姓豊島）
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０７０号
北海道北広島市山手町２丁目５番地９
債務者　佐怒賀眞由美
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０９１号
札幌市豊平区西岡４条８丁目５番１号　ファミール望陽102号
債務者　高山　則夫
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４４号
札幌市北区新琴似10条７丁目３番13号
債務者　林　千鶴子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４９号
札幌市北区北29条西４丁目２番１―412号
債務者　流　　享史
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１５８号
札幌市中央区南14条西６丁目４番26号　マンション美崎207号
債務者　鈴木　数人
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６３号
札幌市東区北19条東15丁目２番11号　あそうハイツ102号
債務者　八塚　寛之
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７８号
札幌市東区北34条東４丁目３番13号　東和ハイム205号
債務者　世良　寿子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２０９号
札幌市北区新琴似１条８丁目９番16号　第２ライラック１階左
債務者　澤井聰三郎
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２２０号
札幌市厚別区厚別中央２条４丁目５番39号　白井荘101号
債務者　河本寿美子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５２号
青森県三戸郡三戸町大字貝守字中村４番地
債務者　西山　一也
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
　　青森地方裁判所八戸支部破産係